

「チョイソコ」会員規約

※必ずお読みください

1. サービス内容およびご利用条件

乗り合い送迎サービス「チョイソコ」(以下「本サービス」)は、「チョイソコ」会員規約(以下「本規約」)にもとづき会員となった方(以下「会員」)を対象とし、限定地域内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用の条件は、本会員規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望する方が、チョイソコ会員登録申込書(以下「申込書」)に必要事項を記入し、明和町等が会員と認めた方に適用されます。また、チョイソコセンターへの会員登録申込書の送付、もしくは本サービスの利用をもって、本規約(変更された規約を含む)に同意したものとみなします。

3. 会員条件

明和町地域公共交通協議会で承認された次の(1)(2)(3)の条件を全て満たす方のみ会員登録できるものとします。
(1)明和町にお住まいの18歳以下もしくは65歳以上の方、または身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、運転経歴証明書のいずれかをお持ちの方
(2)ご自身で、または保護者もしくは介助者の補助により、チョイソコセンターへの連絡ができる方
(3)ご自身で、または保護者もしくは介助者※¹の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方

4. 利用開始

本サービスは、明和町等が会員登録申込書を受け付け、会員証がお手元に届いてから、またはインターネットで会員登録を行った場合は、登録完了のメールが届いてからご利用頂けます。

5. 運賃

運賃は1乗車あたり次の定額制(消費税及び地方消費税を含む)とし、乗車時に運賃を支払うものとします。
1. 65歳以上 300円
2. 障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの所持者 150円※¹
3. 運転経歴証明書の所持者 150円
4. 小学生～18歳以下 300円※²
5. 未就学児 0円※³
6. 1～5の同乗者 300円

※¹ 介助者は2名まで運賃が無料となります。
※² その年度中(4/2～翌年4/1)に7歳の誕生日を迎える方～18歳以下の方とします。
※³ 未就学児は保護者の同乗が必要となります。

6. 停留所・運行予定地域・ルート等

停留所は、別紙のとおりとします。停留所以外での乗降はできません。また、運行ルートは、会員の乗車予約状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車予約受付日時および運休

運行および乗車予約受付日時は、次のとおりとします。但し、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、チョイソコセンターより、該当する会員に連絡します。
(1)運行日時
月曜日～土曜日 8:30～17:00
但し、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)、気象条件や災害など安全な運行に支障がある日を除く。
※未就学児のご利用は、安全確保のため必ず保護者の同乗が必要です。

(2)乗車予約受付日時
電話:月曜日～土曜日 8:15～17:00
インターネット:24時間
但し、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)、その他運行事業者が定めた運休日を除く。利用希望日の1週間前から受け付けます。

8. 乗車予約方法

ご利用を希望される場合は、チョイソコセンターへ、お名前と会員番号、利用希望日時、希望乗降場所をお電話にてご連絡いただくか、または、インターネットにて上記の内容を入力してください。なお、未就学児の送迎利用は、電話予約のみ承っております。運転係員への口頭での申出は受付致しかねます。限られた車両で希望の早い方を優先するため、空きがない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車予約をお決めください。車椅子、手押し車等については、会員ないし同乗者、介助者にて折り畳んで荷室内に入るものであれば持込可能です。なお、予約状況によってはお断りする場合があります。

9. 変更・キャンセル

乗車予約の変更・キャンセルは、チョイソコセンターへお電話ください。なお、インターネットでも乗車予約のキャンセルができます。運転係員への口頭での乗車予約の変更・キャンセルは受付致しかねます。なお、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車予約状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合があります。乗車予約時間の5分前に停留所にお越しください。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、チョイソコセンターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参をおすすめします。

11. 会員の遅延

ご予約された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると明和町等が判断した場合、会員資格を直ちに取消す場合があります。
(ア) 本人確認ができないとき
(イ) 本規約3.(会員条件)を満たさないとき
(ウ) 本規約18.(反社会的勢力の排除)の誓約に違反、またはそのおそれがあるとき
(エ) 本規約を遵守しないとき
(オ) その他明和町が利用につき不相当と判断したとき

14. 同乗者

会員に同行される場合は、会員と同じ行き先・時間であれば非会員も同乗が可能です。同乗を希望される場合は、乗車予約時に、同乗者の人数とお名前をお伝えください。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。同乗者にも会員同様、人数分の運賃がかかります。同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いします。なお、未就学児の送迎利用に限り往路または復路のいずれかは非会員の同乗者のみでも乗車することができます。

15. 運送契約の成立および適用

会員または同乗者の乗降および運送(運送の引受け、旅客に対する責任(生命又は身体を害した場合の責任)等)、本サービスにかかる車両の管理については、明和町等ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者または明和町と、会員または同乗者との間で適用される運送契約(旅客自動車運送事業標準運送約款等)によります。旅客自動車運送事業者または明和町と、会員または同乗者との間の運送契約は、会員または同乗者の乗車時に成立するものとし、明和町等は、旅客自動車運送事業者と会員または同乗者との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

16. 明和町等の免責

次の場合、明和町等は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。
(ア) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
(イ) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車予約連絡等に関してトラブルが生じた場合
(ウ) 会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
(エ) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
(オ) 本規約7.(運休)、10.(到着時間の前後ずれ)、11.(会員の遅延)、12.(乗車のお断り)、13.(会員資格の取消し)、14.(同乗者のお断り)、21.(チョイソコセンターの稼働中断・停止)、22.(本サービスの中止・終了)の場合

(カ) 会員の故意または過失による場合
(キ) 明和町等の責に帰することができない事由による場合

17. 会員の責任

明和町等は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、明和町等が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力(暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者)でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査、明和町等が「チョイソコ」スポンサーから提供を受けた広告配信の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または会員が携帯電話を使用できず、チョイソコセンターから連絡をとる必要がある場合、必要な限りにおいて、本サービスにかかる停留所管理者と共有する場合があります。

20. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、チョイソコセンターへ書面または電話でご連絡ください。

21. チョイソコセンターの稼働中断・停止

明和町等は、メンテナンスのため、チョイソコセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

22. 本サービスの中止・終了

明和町等は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止、または終了する場合があります。

23. 規約の変更

明和町等は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

24. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

明和町役場 防災安全課

〒515-0332 三重県多気郡明和町馬之上945 電話：0596-52-7110